

排煙設備 調査表

調査項目		法令	添付図書	調査結果
防煙区画	間仕切壁、天井面から50cm(地下街は80cm)以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもので床面積500㎡(地下街は300㎡)以下に区画すること。	消則第30条第1号		適 不適
排煙口	設置個数 防煙区画ごとに1以上の排煙口を設けること。 (風道に接続した給気口からの給気により煙を有効に排除できる防煙区画を除く。)	消則第30条第1号		適 不適
	設置位置 防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること。 天井又は壁(防煙壁の下端より上部かつ床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分)に設けること。			適 不適
	構造 排煙用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。 排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。 排煙用の風道に接続されているものは、排煙時以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。			適 不適
排煙風道	構造 排煙上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。 排煙機に接続されていること。	消則第30条第3号		適 不適
	延焼防止 風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合は、風道の断熱、可燃物との離隔等の措置を講ずること。			適 不適
	貫通処理 風道が防煙壁を貫通する場合は、排煙上支障となるすき間を生じないようにすること。			適 不適
	防火ダンパー 外部から容易に開閉することができること。 防火上有効な構造を有するものであること。 自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖温度は、280度以上とすること。 消火活動拠点に設ける排煙口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。			適 不適
給気口	設置個数 特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消火活動拠点ごとに1以上の給気口を設けること。	消則第30条第2号		適 不適
	設置位置 床又は壁(床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分)に設けること。			適 不適
	構造 給気用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。 給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。 給気用の風道に接続されているものは、給気時以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。			適 不適
給気風道	構造 給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。 給気機に接続されていること。	消則第30条第3号		適 不適
	延焼防止 風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合は、風道の断熱、可燃物との離隔等の措置を講ずること。			適 不適
	貫通処理 風道が防煙壁を貫通する場合は、排煙上支障となる隙間を生じないようにすること。			適 不適
	防火ダンパー 外部から容易に開閉することができること。 防火上有効な構造を有するものであること。			適 不適

別記様式第 29号 (その2)

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果							
給気風道	防火ダンパー	自動閉鎖装置を設けたダンパーの閉鎖温度は280度以上とすること。	消則第30条第3号	適 不適							
		消火活動拠点に設ける給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。		適 不適							
耐 熱 性		排煙口、風道等は煙の熱及び成分により機能に支障を生ずるおそれのない材料で造ること。	消令第28条第2項第3号	適 不適							
起 動 装 置	設 置	排煙設備には、手動起動装置又は火災の発生を感知した場合に作動する自動起動装置が設けること。	消令第28条第2項第2号	適 不適							
	手 動 装 置	一の防煙区画ごとに設けること。	消則第30条第4号	適 不適							
		防煙区画内を見通せ、火災時に容易に接近できる箇所に設けること。		適 不適							
		操作部は、次の高さに設けること。		<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>床面からの高さ</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>0.8m以上 1.5m以下</td> </tr> <tr> <td>天井つり下げ</td> <td>おおむね 1.8m</td> </tr> </table>	設置場所	床面からの高さ	壁	0.8m以上 1.5m以下	天井つり下げ	おおむね 1.8m	適 不適
		設置場所			床面からの高さ						
	壁	0.8m以上 1.5m以下									
天井つり下げ	おおむね 1.8m										
操作部の直近の見やすい箇所に、排煙設備の起動装置である旨及びその使用方法を表示すること。											
自 動 装 置	自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。	消則第30条第4号	適 不適								
	防災センター等に自動手動切替え装置を設けること。この場合、手動起動装置は、基準に適合するものであること。		適 不適								
排 煙 機 給 気 機		排煙機及び給気機は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。	消則第30条第5号	適 不適							
排 煙 ・ 給 気 能		排煙機は消則に定める排煙性能を有すること。	消則第30条第6号	適 不適							
		直接外気に接する排煙口は次の面積以上であること。 ・消火活動拠点：2㎡ （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降口ビエを兼用する場合は3㎡） ・消火活動拠点以外：防煙区画の床面積の50分の1		適 不適							
		消火活動拠点の給気は、次のいずれかにより行うこと。 ・給気機 （消火活動上必要な量の空気供給性能をもつもの） ・直接外気に接する給気口 （給気口の面積の合計が1㎡以上のもの） （特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降口ビエを兼用する場合は1.5㎡以上のもの）									
電 源	電 源	電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。	消則第30条第7号	適 不適							
	開 閉 器	電源の開閉器には、排煙設備用のものである旨を表示すること。	消則第24条第3号	適 不適							
配 線		操作回路は、耐熱配線とすること。	消則第30条第9号	適 不適							
耐 震 措 置		風道、排煙機、給気機及び非常電源には、地震による地震動に耐えるための有効な措置を講じること。	消則第30条第11号	適 不適							
非 常 電 源		排煙設備には、非常電源を附置すること。	消令第28条第2項第4号 消則第30条第8号	適 不適							
そ の 他											

備考1 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

2 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

3 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

4 凡例

消令：消防法施行令（昭和36年政令第37号） 消則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）